

よくあるご質問

1 はじめに

Q 1 「創意工夫にあふれた取組みで、直面する課題の克服にチャレンジしている地域の農林水産業者へのあと一步の後押し」とは、具体的にどういうことか。

A 1 それぞれの地域で農林水産業の発展に向けて取り組まれている方々にとって、その事業を円滑に進めていくためには、乗り越えていかなければならない課題があると思われま

す。その課題を突破して事業全体を大きく前進させるために創意工夫を凝らしながらチャレンジしている取組みに対し、「あと一步の後押し」として、この助成を役立てて頂きたい、と考えております。

言い換えますと、その事業をある程度進めてきているなかで、先行きの目標（ビジョン）を見通すことができているなかで、その目標を実現するための課題（ボトルネック）を特定することがまず重要である、ということです。そして、その課題を克服するための方向感を明らかにし、そのために必要な資金（使途と金額）が具体的に特定されているような事業に対して助成していきたい、と考えております。

Q 2 「厳正な審査を行ったうえで、今後に向けてのモデルとなり得る事業を採択する」とは、具体的にどういうことか。

A 2 助成対象事業を選定し、助成という形で後押しをしていきながら、その取組みを広く情報発信していくことで、横の広がりをもって農林水産業の発展に貢献したいと考えております。

そのような考え方から、助成対象事業は、他の地域や他の農林水産業者から見たときに参考になる活動が望ましいと考えており、それぞれの農林水産業者等から見て新しい着眼点を持つモデルとなり得るような事業を採択していきたい、ということです。

Q 3 「募集要項につきましては、年度ごとに見直してまいります」とあるが、今年度は去年と比べてどうなのか。

A 3 変更点の主な箇所をご説明しますと、昨年まで提出必須としていた「事前申込書」を不要とするとともに、助成申請の期限を変更しました。

募集要項のうち、“助成対象事業の条件”（当基金が重視すること）の基本的な考え方は変えておりません。

申請様式については、伝えたいことが伝えやすくなるような工夫を行いました。

また、補足説明資料として「未来基金における具体的な審査のポイント」を新規にご提示することとにしました。募集要項と併せて、適宜ご参照ください。

Q 4 昨年、落選した者は、今年は申請できるのか。

A 4 申請できます。昨年の結果に関わらず、今年の募集要項に基づき改めて審査を致しますので、昨年落選した方を含めて、申請いただいた方全てが審査対象となります。

ただし、当基金は相対評価ではなく絶対評価で審査をしております。昨年度から“助成対象事業の条件”の基本的な考え方を変えておりませんので、昨年度と同じ事業計画をそのまま申請された場合は、採択は難しいものをご理解ください。

3 募集方法（2016年度助成事業）**Q 5 審査結果の通知時期が「12月」とされているが、もっと早く教えて欲しい。**

A 5 助成対象となる事業は、事業運営委員会における審査を経て理事会（12月開催予定）で決定されます。

十分な審査を行ったうえで、採択案件を決めさせていただく必要がありますので、12月までお待ちください。

4 選定方法**Q 6 外部有識者により構成される事業運営委員会とは、どのような組織なのか。**

A 6 学識経験者、農林水産業に関連する十分な知見を有する委員で構成され、第三者としての独立的な立場から公正・中立な審査を行っております。

Q 7 「当基金が現地実査や関係者との面談が必要と判断した場合に限り、当基金から面談等のご依頼に関する連絡を行います」とあるが、実査は必ず行われるものではない、ということか。

A 7 そのとおりです。書類選考を進める過程で、直接、現地を見て話を聞かせていただく必要がある、と当基金が判断した場合に限って、面談等の依頼をさせていただきます。

Q 8 「助成対象となる事業の決定にあたっては、事業計画の変更や助成対象範囲の限定等の条件が付される場合があります」とはどういうことか。

A 8 審査の結果として、事業計画の一部を変更していただくことや、申請いただいた直接的事業経費の全額ではなく、一部に限定することを条件として決定される場合があります。という意味です。

5 助成の概要

Q9 「(1) 直接的に必要となる各種経費を助成します」とあるが、受給された助成金見合いの処理として「圧縮記帳」を活用できるのか。

A9 当基金は民間の助成団体ですので、行政からの補助金とは異なります。したがって「圧縮記帳」はできませんのでご注意ください。詳しくは、それぞれのお立場で各税理士にご確認ください。

Q10 「(3) 当基金が認める事業期間内（最長3年）に支出する直接的な事業経費を助成します」とあるが、既に支払ってしまっている分は対象外なのか。

A10 当基金の助成は「将来の取組みにかかる将来の支払い分を補完的に支援したい」という考えに基づき助成ですので、過去に支払った分は対象外となります。同じ考えに基づき、既存事業での未払分をこれから支払うものについても対象外となります。

Q11 「(3) 事業期間内（最長3年）に支出する直接的な事業経費」とあるが、事業開始時期が足元からのスタートではなく、先々（例えば2年後から）に事業を開始する取組みでも申請できるのか。

A11 助成対象事業の開始時期に制限を設けていないため申請は可能ですが、例えば開始時期が2年後となるような場合には、特に事業計画の実現可能性について、より掘り下げた審査を受けることとなります。

Q12 なぜ最長3年なのか。（もっと長く助成して欲しい。）

A12 それぞれが主体的な取組みであることを助成対象事業の条件の一つとしております。一定の期間内には助成効果があらわれ、その状態で自走できることを期待しております。このため、一定の期間として最長3年で区切りました。

Q13 「(3) 事業期間1年ごとの後払い（1年に1回の後払い）を基本とし、当基金が前払いの必要性を認めた場合は、事業初年度における助成上限額の半額を上限とする概算払いによる支給を助成対象事業開始時の1回に限り実施します。」とあるが、どのようなタイミングでどのように助成金を受給できるのか、より具体的にイメージしたい。

A13 助成期間の最長を3年と定め、各年度（1月から12月の暦年）の資金計画とともに助成額を申請いただきます（助成申請書の別紙1）。

採択後、その資金計画に基づき事業を進めていただき、1年ごとに資金を支出した証拠書類（領収書等）をご提出いただくこととなります。

その支出実績を当基金で確認したうえで助成を行います（助成金を適正に支給する観点から“後払い”を基本としております。）。

なお、事業立ち上げ時における資金繰り負担を緩和するため、2016年度助成事

業においては、事業の開始時に限り、初年度の助成上限額の半額までの助成金の“前払い”を受けることができる制度（概算払い）を設けております。

助成金が振り込まれる時期・回数イメージとしては、“事業立ち上げ当初（初年度の助成上限額の半額を上限とする前払い）”、“1年後・2年後・3年後（支出実績を踏まえた後払い）”の最大4回となります。

Q14 助成申請額そのものに、上限額や下限額はあるのか。

A14 申請額の上限額や下限額は設定しておりません。ただし、助成対象事業を効率的に実施するために当基金からの後押しが必要となる範囲の金額かどうか等、審査の過程で精査させていただきます。

Q15 事業を進めるなかで、かかった経費が（申請計画を超過してしまい）認められた助成上限額を上回ってしまった場合はどうなるのか。

A15 事業で要した実際の支出額が、助成上限額を上回った場合には、その超過分は支給せず、助成上限額までの範囲で実際の助成支給額を算定することになります。一方、実際の支出額が計画を下回った場合には、実際の支出総額と当基金が認める一定の割合に基づいて支給額を算定します。

Q16 「(6)申請の対象となる直接的事業経費と“同一”の費用に対して国または地方公共団体からの補助金を受給している場合、原則として当該補助支給対象費目への追加助成は行いません」とは具体的にどういうことか。

A16 既に補助金を受給している（または受給する予定の）対象費目の補助残への助成（行政補助金の補填）は行わない、という意味です。

ただし、事業計画全体を俯瞰するなかで、助成が真に必要であると認められる場合は、例外的に補助残の一定割合を助成対象とすることもあり得ます。

6 応募者の資格

Q17 「個人では応募できません」「継続して経理・管理態勢が構築され運営されてきた任意組織」とあるが、法人格のない集落営農組織等でも応募できるのか。

A17 農林水産省の経営所得安定対策等実施要綱の考え方に準じて、「定款または規約」に加え、組織としての会計処理が継続して行われていることを確認するための「過去3期分の事業報告書・財務諸表」と「共同販売経理を行っている組織（代表者）名義の預金通帳の写し」を併せてご提出いただける場合には応募できます。

7 助成対象事業の条件（審査のポイント）

Q18 「設備・施設の導入のみ」ではダメなのか。施設の導入を通じて独自性あふれる取組みを行う予定だが。

A18 「設備・施設の導入のみ」では、「7 助成対象事業の条件」に記載した全ての条件に適合することは困難と考えましたので、適合が困難な例示として記載しました。

一方で、それぞれの設備・施設の導入計画が事業全体の一部として有機的に機能するものについては、事業全体を俯瞰した審査を受けることになります。

Q19 「催事の開催のみ」ではダメなのか。催事（イベント）により事業の活性化を図る予定なのだが。

A19 「催事の開催のみ」では、「7 助成対象事業の条件」全てに適合することは困難と考えましたので、適合が困難な例示として記載しました。

一方で、事業計画全体の一部として催事の開催が有機的に機能するものについては、事業計画全体を俯瞰した審査を受けることになります。

Q20 「事業を軌道に乗せるうえで克服すべき課題が明確であり、本プロジェクトによる支援が、この課題の解決と、事業のいま一步の後押しにつながるもの」とは、具体的にどういうことか。

A20 当基金からの助成金が、事業全体を進めるうえでの障壁（ボトルネック）を解消するための「後押し」となるかどうか、ということです。

これにより、事業が全体としてより良い効果を生み出していくことに繋がるかどうか、ということを検証いたします。

以 上